

母体保護法施行規則第 17 条別表内容と本校の講義の読み替え表 (令和 6 年度)

認定基準 の科目 (時間数)	認定基準の内容	助産学科授業科目／授業内容	時間	実施 時期	担当
総論 (9)	受胎調節の意義と目的	助産学概論／ 家族計画の意義と目的	2	4月～ 9月	池村さおり (専任教員)
	母体保護と受胎調節	助産学概論／ 女性の健康と人権	2	4月～ 9月	立岡弓子 (国立大学法人滋賀医科大学 医学部看護学科教授)
	関連概念の整理	助産学概論／ 助産師と生命倫理 (生命倫理と助産実践の倫理)	4	4月～ 9月	竹之内裕文 (国立大学法人静岡大学 教授 学術院農学領域)
	母体保護法及び医薬品	助産学概論／ 助産師と法、母体保護法	2	4月～ 9月	池村さおり (専任教員)
	医療機器等の品質	産じょく期の助産診断・技術学／ 産後の避妊法の実際	2	4月～ 9月	深澤絵里 (専任教員)
	有効性及び安全性の確保 等に関する法律の解説並 びに人工妊娠中絶の現状 と母体に及ぼす影響	助産学概論／ 母子保健の動向と課題 (人工妊娠中絶の現状と 母体に及ぼす影響)	1	4月～ 9月	池村さおり (専任教員)
	小計			13	
受胎調節 の基礎 (5)		母子の基礎科学／ 人間の身体のしくみ・ホルモン、妊 娠成立の機序、妊娠各期の母体の変 化、胎児の成長と発達、臓器の成熟 と器官形成	4	4月～ 9月	根本泰子 (日本赤十字社静岡赤十字病 院産婦人科部長)
		女性の健康科学／ 生殖補助医療・不妊症	2	4月～ 9月	岩崎真也 (静岡市立清水病院産婦人科 科長)
	小計			6	
受胎調節 の指導 (13)	模型又は人体で実施 ※実習に必要な模型は 3人に1個	ウイメンズヘルスケア／ 不妊治療と看護	2	4月～ 9月	澤野さおり (助産師、不妊症看護認定 看護師)
		産じょく期の指導技術／ 産後の家族計画指導の実際 (ロールプレイを含む)	6	4月～ 9月	池村さおり (専任教員) 深澤絵里 (専任教員)
		健康教育演習／思春期にある 対象への性教育	5	9月～ 1月	稲川由美 (専任教員)
	小計			13	
実習 (10)		助産診断・技術学実習Ⅰ 助産診断・技術学実習Ⅱ (受けもち事例、継続事例で実施)	10	7月～ 12月	池村さおり (専任教員) 稲川由美 (専任教員) 山本智美 (専任教員) 深澤絵里 (専任教員)
	小計			10	
討論 (2)		助産学概論／ 家族計画への支援について (グループワーク)	2	4月～ 9月	池村さおり (専任教員)
	小計			2	
考査 (1)		評価 (実習評価、修了試験)	1	1月	池村さおり (専任教員)
	小計			1	
合計 (40)	合計		45		

受胎調節実地指導員認定講習の修了と申請手続きについて

1 本校の受胎調節実地指導員認定講習の修了について

本校の受胎調節実地指導員認定講習は母体保護法第 15 条第 2 項の規定による講習と認められたものである。

(静岡市立清水看護専門学校受胎調節実地指導員の認定講習に関する実施要領 参照)

- (1) 以下の基準を満たすことで、受胎調節実地指導員認定講習の修了とし、修了証書を交付する。
 - 1) 「母体保護法施行規則第 17 条別表内容と本校の講義の読み替え表」に基づき、認定講習を受講する。
 - 2) 該当する講義及び実習を全て終了した後、受胎調節実地指導員認定講習を考査する。
 - ① 考査は実習評価と修了試験とする。
 - ② 実習評価は分娩介助実習において家族計画指導を行い評価とする。(40 点)
 - ③ 修了試験は筆記試験を行い評価とする。(60 点)
 - ④ 実習評価・修了試験を合わせた 100 点満点のうち、60 点以上を合格とする。
- (2) 受胎調節実地指導員認定講習の修了年月日は、考査に合格した日とする。
- (3) 受胎調節実地指導員認定講習の修了証書の発行日は、卒業式の日とする。

2 受胎調節実地指導員の申請手続きについて

- (1) 申請手続きは、住所地の都道府県の母子保健担当係（静岡市は静岡市保健所 生活衛生課医療安全対策係）で行う。ただし、地方公共団体により異なる場合があるため確認すること。
- (2) 新規申請を行う場合
 - 1) 申請に必要なもの
 - ① 申請書（保健所窓口）
 - ② 保健師または助産師または看護師許証の原本
 - ③ 保健師または助産師または看護師免許証の写し（A4 サイズ）
※複数資格を持っている場合は申請登録に使用する免許証。
 - ④ 受胎調節実地指導員認定講習の修了証明書
 - ⑤ 手数料（4,000 円程度） 都道府県により異なる。
 - ⑥ 本人である証明（運転免許証、健康保険証、パスポート等）
 - ⑦ その他 受胎調節実地指導員標識交付申請をする場合は、別途、手数料 3,100 円程度持参する。
- (3) 指定証記載事項の訂正申請を行う場合
本籍又は氏名、住所の変更があった場合は、30 日以内に申請が必要となる。
 - 1) 申請に必要なもの
 - ① 申請書（保健所）
 - ② 指定証（交付されているもの）
 - ③ 戸籍抄本
 - ④ 手数料（2,400 円程度） 都道府県により異なる。※住所変更のみの場合は手数料不要
 - ④ 印鑑